

d カード Apple Pay 特約

第1条 (本特約の適用等)

1.本特約は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）が、別に定める「d カード利用規約（会員規約）」（以下「会員規約」といいます）及び本特約に定める各条項が契約内容となること並びに本特約に基づく契約が当社所定の手続を完了したときに成立することに承諾のうえ、当社と d カード契約を締結した本会員及び家族会員が、当社に Apple Pay の利用を申込み、Apple Pay を利用する場合に適用されます。

第2条 (定義)

1.本特約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりです。なお、本特約に定めのない用語の意味は、会員規約の定めに従うものとします。

(1)「Apple Pay」

Apple と当社が提携して会員へ提供する、Apple Pay 対応デバイスを用いて、d カードサービスのうちショッピングサービス及びこれに関連する機能・サービス等を利用することができるサービス

(2)「Apple Pay 対応デバイス」

Apple Pay が利用できる Apple 指定の対応機器の総称、又は会員が本特約を承諾の上、Apple Pay 利用申込みを実際に行った機器

(3)「Apple Pay 管理番号」

Apple Pay 利用のために、当社又は当社が指定する者が、Apple Pay 対応デバイスに発行する 16 桁の識別番号

(4)「Apple Pay 会員情報」

Apple Pay の利用申込み又は利用にあたり必要となる、当社が別に定める「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定める個人情報、及び Apple Pay 利用のために必要となる Apple Pay 会員番号などの情報の総称

(5)「Apple Pay 利用申込者」

Apple Pay の利用を希望し、当社に Apple Pay の利用申込みをした会員

(6)「Apple Pay 利用者」

本特約を承諾の上、当社に対し Apple 及び当社所定の方法により Apple Pay 利用申込みを行い、当社がこれを承諾した会員

第3条 (Apple Pay 対応決済)

1.Apple Pay は、加盟店のうち、Apple 所定の Apple Pay 利用に対応する加盟店で利用できます。

2.Apple Pay 対応デバイスの種類により、Apple Pay 利用者が利用できる決済サービス（以

下「対応決済」といいます)は異なります。対応決済については当社所定の方法(サービスサイトへの掲載等)によってお知らせします。なお、当社は、対応決済につき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。

第4条(家族会員)

1.家族会員は、Apple Pay 利用につき、予め本会員から許諾を得た場合に限り、会員規約に基づき本会員から授与された d カードサービスの利用にかかる権限により、Apple Pay の利用申込み及び利用ができます。

(以下、家族会員である Apple Pay 利用者を「Apple Pay 利用者(家族会員)」といいます)。

第5条(Apple Pay 利用申込み)

1.Apple Pay の利用を希望する会員は、会員自らが、本特約に同意の上、Apple 及び当社所定の方法により Apple Pay の利用申込みをしてください。

2.当社は、Apple Pay 利用申込者の審査を行った上でこれを適格と認めたときは、Apple Pay 利用申込者に Apple Pay 利用を承諾します。

3.会員は、同一の d カードを用いて、本条第1項及び第2項の手続きをすることにより、複数の Apple Pay 対応デバイスで Apple Pay を利用できます。但し、当社は、Apple Pay 利用者が同一の d カードで Apple Pay の利用申込みができる Apple Pay 対応デバイス数の上限を設ける場合があります。

4.会員は、Apple Pay の利用申込みに先立ち、自己の責任と費用負担において、自己が管理する Apple Pay 対応デバイスの準備、当社をはじめとする携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保並びにその他 Apple Pay 利用申込み及び Apple Pay の利用に必要な準備を行ってください。

5.当社は、Apple Pay 利用申込みにかかる確認のため、Apple Pay 利用申込者のご利用携帯電話番号に係る通信端末へ電子メール(メッセージ R、SMS を含むがこれらに限られない、以下同じとします。)を送付することがあり、Apple Pay 利用申込者はこれらの電子メールを受信可能な状態にしておく必要があります。

第6条(Apple Pay 管理番号の有効期限等)

1.Apple Pay 利用に必要な Apple Pay 管理番号の有効期限は、当社が定め、当社所定の方法(サービスサイトへの掲載等)で会員にお知らせします。前項の Apple Pay 管理番号の有効期限経過後、Apple Pay 利用者が Apple Pay 対応デバイスにおいて、Apple Pay の利用の継続を希望する場合には、再度第5条第1項及び第2項の手続きを行う必要があります。但し、Apple Pay 管理番号の有効期限は、当社所定の方法により、自動で更新手続きが行われる場合があります。

2.Apple Pay 利用者は、Apple Pay 会員情報の有効期限内であっても、Apple 及び当社所定

の方法により Apple Pay の利用を一時停止又は終了することができます。

3.Apple Pay 会員情報の有効期限内であっても、d カード契約が当社により解約又は本会員により終了された場合は、Apple Pay の利用ができなくなります。

4.Apple Pay 会員情報の有効期限内であっても、以下各号に該当する場合には、Apple Pay の利用ができなくなる場合があります。

(1)Apple Pay 利用者の d カードの再発行及びサービス区分の変更などにより d カードの会員番号が変更される場合

(2)Apple 所定の事由又は Apple Pay 対応デバイスの故障などにより Apple Pay 対応デバイス内の Apple Pay 会員情報等 Apple Pay に関する情報が削除された場合

第7条 (Apple Pay の一時停止・終了等)

1.当社は、以下各号のいずれかの事由があるときは、Apple Pay 利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay の利用を一時停止又は終了することができます。

(1)Apple Pay 利用者が本特約若しくは会員規約に違反し若しくは違反するおそれがあると当社が判断したとき

(2)Apple Pay の利用状況若しくは d カードの利用状況が著しく不適當であり、又は著しく不審であると当社が判断したとき

(3)Apple Pay 会員情報又は Apple Pay 対応デバイスが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して Apple Pay の不正利用の可能性があると当社が判断したとき

2.当社は、以下各号のいずれかの事由があるときは、Apple Pay 利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay の一部又は全部を一時停止又は終了することができるものとします。

(1)Apple Pay の提供のための装置及びシステムにかかる保守点検又は更新作業を定期的又は緊急に行うとき

(2)天災、停電、通信事業者の通信設備異常、その他の不可抗力により、Apple Pay の提供をすることが困難であるとき

(3)前二号に掲げるほか、当社が Apple Pay の提供の一時停止又は中止が必要と判断したとき

3.当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、Apple Pay 利用者に対し当社が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとし、又同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においては Apple Pay の利用を制限することができるものとします。

4.前三項に定める事由ならびにそれに類似する事由による Apple Pay の一部又は全部の一時停止、終了又は利用制限等により Apple Pay 利用者又は第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

第 8 条 (Apple による Apple Pay の終了及び停止)

1.Apple Pay 利用者は、Apple が、Apple Pay の提供又は Apple の業務の遂行上重大な支障があると判断した場合、事前の通知なく、当社により Apple Pay の提供が終了又は一時停止される場合があること及びその場合でも当社は責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

第 9 条 (家族会員による Apple Pay の利用)

1.Apple Pay 利用者 (家族会員) は、以下の各号に定める事項にあらかじめ承諾するものとします。

- (1)当社が、Apple Pay の利用内容・利用状況等を本会員に通知すること
- (2)本会員が事前に家族会員に通知することなく、任意で家族会員の Apple Pay の利用について一時停止又は終了をすることができること

2.当社は、家族会員への Apple Pay の提供にあたり必要となる事項を、以下のいずれかの方法により本会員に通知することなく、Apple Pay 利用者 (家族会員) へ直接ご案内することがあります。

- (1)家族会員のご利用携帯電話番号に係る通信端末へ電子メールを送付する方法
(なお、当該電子メールの受信にかかる通信料等は、家族会員にご負担いただきます。)
- (2)本会員の届出住所宛に書面を送付する方法

第 10 条 (善管注意義務、禁止事項等)

1.Apple Pay は、会員ご本人のみが利用できるサービスであり、会員は、当該会員の Apple Pay 会員情報を登録した Apple Pay 対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、当該会員以外の第三者に Apple Pay を利用させてはなりません。

2.会員は、自己の Apple Pay 会員情報を登録した Apple Pay 対応デバイスについて、当該会員以外の第三者への譲渡若しくは貸与、修理、預託、担保提供又は廃棄等の処分をする場合には、当社指定の方法に従い、これらの処分を行う前に Apple Pay の利用を終了し、Apple Pay 対応デバイスに登録された Apple Pay 会員情報等 Apple Pay に関する情報を削除しなければなりません。

3.Apple Pay 利用者は、理由の如何を問わず Apple Pay の利用を終了した若しくは当社により終了された場合、Apple 及び当社所定の方法により Apple Pay 対応デバイスから Apple Pay に関する情報が削除されていることを確認しなくてはなりません。

4. 会員の Apple Pay 会員情報、Apple Pay 対応デバイス又は Apple Pay 会員情報等を使用して対応決済が行われたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

5.Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスの Apple Pay に関する情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはなりません。

6.Apple Pay 利用者は、前項に違反し、その違反に起因して当社へ生じた損害についてすべて支払いの責を負うものとします。

7.Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイス又は Apple Pay 会員情報が紛失・盗難等にあった場合（以下「紛失・盗難等」といいます）、速やかに自ら Apple 及び当社所定の方法により Apple Pay の利用を一時停止又は終了し、最寄警察署に届出るものとします。この場合、当社へはその旨を文書で届け出いただく場合があります。

8.紛失・盗難等により、第三者に Apple Pay 又は Apple Pay 会員情報を不正利用された場合であっても、当社は、当該利用を会員規約に定める「損害が d カードサービスのうち暗証番号の入力を伴う取引に係るものであるとき」に準ずる利用とみなし、Apple Pay 利用者が被る損害について補てんの責を負いません。但し、Apple Pay 若しくは Apple Pay 会員情報の管理等について、Apple Pay 利用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除きます。

第 11 条（免責）

1.Apple Pay 利用者は、以下各号に定める場合又はその他の理由により Apple Pay の一部又は全部を利用できない場合であっても、当社の故意又は過失による場合を除き、当社が責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

(1)Apple Pay 対応デバイス等の仕様や品質、その他 Apple が Apple Pay に関連して提供する技術に関する障害等による場合

(2)Apple により Apple Pay 対応デバイスの種類が変更される等、Apple による仕様変更がなされた場合

(3)Apple Pay に対応した加盟店の端末機又はシステムの故障等及び、Apple Pay 対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合

(4)その他、会員規約及び本特約に定める場合

2.Apple Pay 利用者は、Apple Pay 利用者が Apple Pay 利用申込み又は利用したことにより、Apple Pay 対応デバイスの各種機能又は Apple Pay 対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響又は Apple Pay 利用者又は第三者に損害が発生した場合で、当社の故意又は過失による場合を除き、当社が責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

3.Apple Pay の利用に関して、当社が Apple Pay 利用者又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、その範囲は通常生ずべき損害とします。

第 12 条（非保証）

1.当社は、Apple Pay に関連するか否かに関わりなく、Apple が提供又は配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、保証するものではありません。

第 13 条（本特約の変更、承諾）

1.当社は、次のいずれかに該当する場合に限り、本特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本特約によります。

(1)本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

(2)本規約の変更が、本特約に基づく契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により本会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本特約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されるものとします。

3.会員は、前二項に規定されるサービスサイトを定期的に見直し、本条に基づく本特約の変更の有無について、ご確認いただく必要があります。

第 14 条（会員規約の適用）

1.本特約に定めのない事項については、会員規約の定めが適用されるものとします。会員が本特約に違反した場合、当社は当該会員の行為を会員規約の違反とみなします。

※Apple、Apple Pay は Apple Inc.の商標です。

※「iD」は、株式会社 NTT ドコモの商標です。

（2022 年 6 月 1 日時点）